

自己剽窃の疑義に係る対応について

九州大学病院 ARO次世代医療センター
倫理ユニット

河原 直人

E-mail: kawahara.naoto.985@m.kyushu-u.ac.jp
TEL : 092-642-4775（直通）

2

介入研究で、既に主要評価項目について論文公表を済ませた課題について、次は副次評価項目について論文化したい。

（1）二次利用になるか？

元の研究計画書に記載されていた「主要評価項目」と「副次評価項目」が、何らかの事情により各々異なる論文で扱われることになった場合、それをもってただちに二次利用の取扱いにはならぬものと考えられます。

ただし、上述の副次評価項目として収集したデータの利用範囲が、元の研究計画書に記載されていた目的・方法の範疇を越え、新たな目的・方法でそれを既存情報として分析し直すような場合などは、二次利用とみなされることもあり得ます。

その場合、新規の研究計画書（及びオプトアウトのための情報公開文書など）を新たに作成のうえ、倫理審査委員会に付議する必要が生じます。

介入研究で、既に主要評価項目について論文公表を済ませた課題について、次は副次評価項目について論文化したい。

(2) 先に公表した論文と重複する部分があるが、どう対応すべきか？

☞ 「既に主要評価項目に着眼して刊行された論文が存在している」ことについては、やはり注意を要します。

☞ 通常、一つの研究計画（同一の目的・方法）で対象とした症例について、主要評価項目と副次評価項目を別々の論文で取り扱うようなことはなるべく避けるべきであるように考えられます。

☞ やむを得ず、これらを別々に扱う必要が生じる場合、少なくとも、既に刊行されている論文（主要評価項目に着眼した内容）とは区別したかたちで、副次評価項目に着眼した経緯や理由を明確にしておくことが重要になるものと考えられます。

☞ 自著であっても、過去に刊行した論文に掲載された内容を踏まえる場合、当該の出典を明示する必要があります。

上述の事柄を明瞭にしないまま、一つの研究計画から複数の論文を出そうとすると、近年問題視されている「サラム論文」（不必要に切り分けて水増しする研究不正に準じる疑わしい行為）、あるいは、「自己剽窃/盗用」（たとえ自分自身のものであっても、発表済の科学的知見を引用しないまま、新たな成果であるように読者に誤認させる行為）の疑義が、後々指摘される恐れが生じるので、注意を要します。

以前、他院で実施された複数例の手術成績ならびに合併症、解剖で得られた知見等の考察を含む論文（総説）を刊行した。今回、内容は異なるものの、上記論文と同じ施設からの報告で、かつ、共通した合併症について扱う論文を刊行予定である。こうしたことは、自己剽窃（自己盗用）に当たらないか？

新たに刊行しようとする論文に、別内容であるものの、既刊論文で取り扱われた症例等の情報が含まれる場合、少なくとも以下の対応を行うことが求められるように考えられます。

- 論文中の自己剽窃が懸念される箇所について、**関連のある過去の自分自身の論文等の出典を明示し、引用を行う。**
- 例えば、論文中のintroductionもしくはdiscussion等で、本研究の内容の独自性・新規性等とともに、過去に自身でまとめた論文（総説）と同じ施設からの報告、かつ、同じ合併症等をあらためて扱うことになった**経緯**とともに、**過去に得られた知見に関して、あらためて異なるアプローチから見直すことで、当該テーマについてのより深い理解を得ようとする**ことについて明示的に言及する。

☞ 過去の関連論文の引用を適切に行うとともに、これから新たに刊行しようとする論文中のイントロダクションや考察などで、先行研究との共通性・類似点を明らかにしつつ、本研究の独自性・特異点をも明瞭に示せるかが基本となるように考えられます。

☞ ただし、過去の論文の引用に占める割合が、質・量ともに多すぎる場合は、自己剽窃の疑義が払しょくされないこともありうるため注意を要します。

■過去の症例や画像等について、それらの出典を明示し、それについてあらためて取り上げる意義を、これから刊行しようとしている論文に示すことができれば、必ずしも一概に否定されるものでないよう考えられます。

■いずれにしても投稿先のエディター側とのコミュニケーションに留意すべきです。その対応に至った経緯は勿論のこと、あらためて論文として公表する意義等を伝えることが重要となるように考えられます。

【参考】ウェブ上にある自己剽窃に関する注意喚起／助言の例(1) editageの場合 (以下、一部抜粋)

自己剽窃を避けるには？

以下は、意図しない自己剽窃を避けるために役立つ、いくつかの基本的な戦略です。

論文出版に関する**各ジャーナルの特定のガイドラインに厳密に従い、引用文献の記載や論文の正しい見せ方のルールを意識することが重要**です。

以前の著作の一部を引用、言い換え、再利用する場合は、必ず元の出版物を引用してください。対象となるジャーナルの適切な引用スタイルを確認し、それに従ってください。

特定のトピックや研究について、同一または類似の論文を一度に異なるジャーナルに送ることは控えましょう。出版プロセスには予想よりも時間がかかる場合がありますが、長い目で見ればそれだけの価値があります。

出版するために研究を小さく分割するのは避けましょう。論文を分割して発表することが妥当な場合は、必ず事前にジャーナル編集者にその旨を伝えましょう。

論文には必ずオリジナルの内容、情報、データを提示すること。先行研究の利用は、あなたの議論を補完する目的でのみ行い、常に正しい引用を行うことを念頭に置いておきましょう。

現在、ほとんどの出版社は、投稿された論文を査読に出す前に、自己剽窃を含む剽窃の要素や事例を監視または特定するためのデジタルアプリやツールを備えています。そのため、研究者は自分のコンテンツが自己剽窃していないことを注意深く確認しなければなりません。

出典：editage, 研究における自己剽窃：その概要と回避方法 (October 6, 2023),

<https://www.editage.jp/blog/self-plagiarism-in-research-what-it-is-and-how-to-avoid-it/>

【参考】ウェブ上にある自己剽窃に関する注意喚起／助言の例(2) エナゴアカデミーの場合 (以下、一部抜粋)

自己剽窃を避けるための注意点

論文を再利用する理由が倫理的に正しいかどうかを確認します。**なぜ、その論文を再利用したいのか、再利用することが最良の方法なのか、自分の論文や研究成果などを再利用することは他の人のためにも有用かを確認し、再利用の必要性を問い直してください。**

再利用する論文の執筆、コンテンツの作成に貢献した人の同意を得ていることを確認してください。共著者、編集者、出版社など関係者全員の同意が必要です。

新たに論文を投稿する先に、過去の論文の一部を再利用していることを伝えます。出版社だけでなく、共著者、編集者などにもその旨を伝え、同意を得ておく必要があります。何らかの同意文書の作成が必要になるかもしれません。

元の論文を「完全に」引用していることを確認してください。新しい論文の記載が引用元の論文の内容を忠実に再現していること、共著者などの同意を得ていることを明確に示す必要があります。そうすることで、読者が誤解することを防ぎます。

自分の発表した論文について二重に功績を主張しないように注意してください。例えば、履歴書や助成金申請書では、2つの出版物の関連性を説明する必要があります。

自分の論文を参考文献として使った場合でも、引用の記載が不十分にならないよう、オンラインの剽窃チェックツールなどを使い、適切に引用できているかを確認します。

これらの点をすべてクリアした上でも、自分の論文を再利用した場合、研究不正が疑われる可能性は捨てきれません。自分では自己盗用・自己剽窃ではないと思っていても、投稿先のジャーナルが自己剽窃と見なして論文をリジェクトするかもしれないので、再利用する場合にはきちんと弁明できるように準備しておくことが賢明です。

研究者が自分の論文を再利用する場合は、細心の注意が必要です。自己盗用・自己剽窃を避けるためには、常に誠実でなければなりません。**自分が過去に執筆した論文であっても、それを「初めての」成果であるかのように読者に誤解を与えないようにすることが重要なのです。**さらに、**自分の研究を再利用することが、本当に科学界にとって有益なことなのかどうかを確認する必要があります。**

出典：エナゴアカデミー, 自己盗用・自己剽窃は許容されるのか (Mar 27, 2023),

<https://www.enago.jp/academy/self-plagiarism-how-much-is-too-much/>

※**読者注**：ただし、著作権法第32条第1項において、研究等の目的で他人の著作物を「引用」して利用するにあたっては、出典明示の上、公正な慣行に合致する要件（本文と引用箇所とが明瞭に区別されるように示されていること、必然性をもった引用であること、正当な範囲内の引用であることなど）を満たす場合、**例外的に権利者の許可なく引用して利用することができる場合があります。**いずれにしても、上記各要件をふまえ、個別の状況に応じて検討することが求められます。